

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未満/例年未満) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策	NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課	
5	2	7	母親歯科健康診査	産後、口腔内環境が悪化しやすい時期に、歯科疾患の早期発見、早期治療を図るとともに、子どもへの感染予防を図るため、母親を対象とした歯科健診を行います。	口腔内環境が悪化しやすい産婦の歯科疾患の予防及び歯科疾患の早期発見・早期治療を目的として、4か月児健診に併せ、保護者の歯科健診を実施し、個々の結果に応じて個別指導を実施し、行動変容を促した。 ・実施回数:36回 ・受診者数:811人	3	産後は育児の優先により歯科受診の機会が減少しやすく、口腔内環境が悪化しがちな時期である。 産後4か月児健診と併せて母親歯科健康診査を実施することで、受診機会の確保が図られている。	母親の口腔内環境が、乳幼児期のむし菌感染リスクに影響することについて、十分に理解されていない場合があるため、機会あるごとに周知啓発を図る。	引き続き、歯科疾患の予防及び早期発見早期治療を目的とした母親歯科健診を実施する。	保健センター	
5	2	8	予防接種	適切な時期に予防接種ができるように個別通知を行い、感染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。	適切な時期に予防接種ができるよう予診票を送付して支援に努めた。健診等で来所した際に接種歴を確認し、未接種者に対し指導と助言を行った。未受診者への通知や、就学時健診時にお知らせを渡すことも行った。 【実施率】 BCG:96.2%、麻しん風しん混合第1期:97.0%、麻しん風しん混合第2期:92.0% (令和6年度実績 BCG:98.1%、麻しん風しん混合第1期:90.1%、麻しん風しん混合第2期:82.0%(※厚生労働省の「標準的な接種年齢期間の総人口から求め、これを12か月相当人口に推計する」方法で算出。))	該当なし	該当なし	該当なし	引き続き例年どおり事業を実施する。	保健センター	
5	2	9	アニバーサリー事業	「アニバーサリー事業」として、子育て世代包括支援センター及び児童館において1歳のお誕生日の節目に給本等をプレゼントし、その機会に情報提供や育児相談を行うなど、必要に応じて関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。	・実施件数:752件(実施率81.8%) (令和6年度比:98.7%、令和6年度実績:762件(実施率83.7%))	3	事業の周知に努め、来所者の相談支援を実施するとともに、児童館利用を促し、子育ての孤立予防に努めた。	親子が安心して児童館の支援室の利用、相談ができるように支援していく必要がある。	引き続き例年どおり事業を実施する。	子育て世代包括支援センター	
5	2	10	自己肯定感の醸成	小中学校、高等学校で実施している「生と性のカリキュラム」に加えて、幼年期にも自分の大切なからだ、プライベートゾーンについても理解できるよう幼年期性教育の実施を推進します。	幼稚園・保育園の年長児とその保護者等を対象に、いのちのはじまりや、プライベートゾーンについて伝えた。 【幼稚園・保育園での実施】 ・実施園:15園(令和6年度比:214.2%、令和6年度実績:7園) 【一般市民対象とした地域での実施】 ・実施回数:1回	4	令和6年度より幼年期対象に実施しているが、令和6年度実績と比較しておよそ2倍に増えているため。	園長会等での周知で多くの園からの依頼を受けることができたが、引き続き関係部局と連携し、保育園においては全園実施を目指したい。	園長会にて周知を行うとともに、引き続き園の協力のもと実施していく。	保健センター	
5	2	11	すくすく子育て応援事業	【再掲】基本目標3-2-7に記載							子育て世代包括支援センター
5	2	12	【新規】子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。	・延べ件数:55件 ・延べ利用時間数:56時間 (令和6年度 延べ件数:184件、延べ利用時間数:228時間)	3	要支援者に対し、家事・子育て等の支援を実施し、養育環境を整えることができた。	訪問支援事業を実施後、他の支援で継続し家庭へ入れるよう、支援の引き渡しをしていく必要がある。	要支援者に対し、家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を実施することにより、家庭や養育環境を整える。	子育て世代包括支援センター	
5	2	13	【新規】こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	【再掲】基本目標4-2-8に記載							多世代交流プラザ
				【再掲】基本目標4-2-8に記載							子育て世代包括支援センター
				【再掲】基本目標4-2-8に記載							幼児教育・保育課
5	2	14	【拡充】子育て世代包括支援センター等における一時預かり事業	【再掲】基本目標3-1-4に記載							多世代交流プラザ
				【再掲】基本目標3-1-4に記載							子育て世代包括支援センター
6	1	1	小牧市就労支援センターによる就労支援	求人検索と職業相談・紹介を利用できるハローワーク春日井の優先機関です。ハローワーク春日井と連携し、小牧市就労支援センターを運営します。また、就職者数を増加させ管内事業者の人材確保を支援します。	小牧市就労支援センターの来所者数及び相談件数 ・来所者数:4,519人 (令和6年度年度比:109.8%、令和6年度実績:4,116人) ・相談件数:2,680件 (令和6年度比:112.1%、令和6年度2,391件)	4	令和6年度と比べ、来所者件数、相談件数ともに増加したため。	社会・経済状況の変化により求職者等が増加する傾向にある。	ハローワーク春日井と連携し、小牧市就労支援センターを運営することで、就職者数の増加、管内事業者の人材確保の支援に取り組む。	商工振興課	

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未満/例年未満) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策	NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課
		6 1 2	若年者就職相談	「働くこと」に悩みを抱える、義務教育終了後の概ね15歳から49歳までの若者やその家族を対象に、職業的自立を支援します。	春日井地域若者サポートステーションを利用した就職者数:15人(令和6年度比:107.1%、令和6年度14人)	4	令和6年度の就職者数と比べ増加したため。	社会・経済状況の変化により就職者が増加する傾向にある。	市として春日井地域若者サポートステーションによる若年者就職相談を実施し、若年者の就業促進及びキャリア形成を図る。	商工振興課
		6 2 1	【新規】結婚支援事業	結婚を希望する方の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催や結婚に対する悩みなどが相談できる体制を整えます。また、若い世代が将来のライフデザインを希望を持って描けるようライフイベントについて考えるセミナー等を開催します。	婚活イベントや相談、ライフデザインセミナーの開催など、結婚を希望する人への支援を行った。 【婚活イベント】 実施回数:6回、参加人数:167人 【結婚相談】 実施回数:9回、参加人数:44人 【ライフデザインセミナー】 参加人数:249名(一般向け28人、高校生221人)	4	イベントの応募状況やアンケート結果等から、事業の目的は十分達成できたと評価できるため	婚活イベントにおいて、約2か月後の進捗アンケートを任意で実施しており、その後の交際の発展についての状況を把握しているが、成婚数の把握まではできていないことから、今後は成婚数の把握に努める必要がある。	引き続き、結婚支援業務委託プロポーザルを実施した上で業者を決定し、婚活イベント、結婚相談、ライフデザインセミナーを実施する。	出会い・結婚支援室
		6 2 2	【新規】結婚新生活支援補助金の交付	結婚に向けた準備に経済的な不安を抱える若年世代に対して、一定の所得以下の新婚世帯を対象に引越越し費用や家賃の一部を支給します。	令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦のうち、夫婦ともに婚姻届を提出した日における年齢が39歳以下で、令和6年中における夫婦の所得合計額が500万円未満の方を対象に、29歳以下の世帯は上限60万円、39歳以下の世帯は上限30万円とし、支給した。 支給件数:35件 【内訳】 ・新規世帯数(29歳以下)16件 ・新規世帯数(それ以外)12件 ・継続世帯数7件 (令和6年度支給実績:62件)	3	令和7年度は国の制度設計において一部補助対象者の変更(日本方式による婚姻に限るなど)があったこと外国籍の新婚世帯の申請が減少したものの、概ね申請を希望する対象者には支給できたため。	引き続き申請を希望する対象者が申請できるよう、婚活イベントや市HP、市民窓口課等で周知していく必要がある。	引き続き、令和8年度も同内容にて申請を受付する。ただし、国の制度より補助の対象となる要件に「ライフデザイン支援講座」などの講座を受講することが追加されたため、支給する際の要件として追加する。	出会い・結婚支援室
		6 2 3	【新規】市営住宅の入居募集における新婚世帯向け入居の優遇	エレベーターが設置されていない住宅(団地)の2階以上の部屋を複数戸募集する際は、一般世帯向けとは別に新婚世帯向けとして募集します。	9月に募集を行った際、1戸を新婚世帯の募集枠として募集をした。	-	-	-	エレベーターが設置されていない住宅(団地)の2階以上の部屋を複数戸募集する場合は、一般世帯向けとは別に新婚世帯向けとして募集する。	建築課
		6 2 4	定住促進事業	若年世代の定住を促進させ、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげることを目的に、一定の要件に該当する方が住宅等を新築、増築、改築、リフォームまたは取得する場合にその費用の一部を補助します。	補助件数:138件 【内訳】 ・定住促進補助金:110件 ・定住促進奨励金:28件 (令和6年度実績:204件)	2	令和6年度の補助金申請件数と比べ減少したため。	新婚世帯、子育て世帯等若年層の定住及び中古住宅の利活用の促進のため、令和7年5月1日以降の契約は定住促進奨励金となり、交付条件が変更になったため。	定住促進奨励金	都市計画課
		6 3 1	少年センター事業	青少年と保護者の悩み事相談、少年センター補導員による街頭パトロールなどを実施し、青少年の健全育成を推進します。	電話、Eメール、カウンセラーとの面談等、青少年に関する相談活動を行った。 ・実施件数:157件(令和6年度比:108.3%、令和6年度実績:145件) また、少年センター補導員、PTA、学校等が協力してパトロールを行い、青少年の非行防止を図った。 ・街頭補導巡回回数:472回(令和6年度比:127.2%、令和6年度実績:371回) ・補導従事者数:1,187人(令和6年度年度比:114.6%、令和6年度実績:1,036人)	3	相談件数、補導巡回回数、補導従事者数は増加しており、一定の抑止効果は見込まれるため。	駅周辺の施設からの通報が多く、昨年度よりパトロール回数が増えた。引き続き、1日数回、定期的に少年センター職員が巡回する。	令和7年度取組において、街頭パトロールの実施回数が増加した状況を踏まえ、令和8年度においても、青少年及び保護者の悩み事相談並びに、少年センター補導員による街頭パトロールを継続する。	こども政策課
		6 3 2	各中学校区青少年健全育成会活動の活性化	青少年の非行・被害防止や、地域ぐるみの青少年の健全育成を図るための活動を支援します。	小・中学校との地域のふれあい活動や地域活動への小・中学生の参加を推奨し、6月と10月には「笑顔でさきがけふれあいさつ運動」を実施し、安全安心な街づくりに寄与した。	3	各中学校区において、あいさつ運動や啓発活動、地域連携活動等、地域・学校と協力した青少年の健全育成活動に積極的に取り組んだ。	「少年の生活意識と行動」の実態調査によると、声をかけてくれる人がいると感じている子どもの割合(令和6年度:88%、令和7年度:90%)は、例年、高い割合を示している。青少年を地域で見守り健全に成長できるよう継続して様々な市民運動を展開していくことが必要。	小・中学校と地域が連携したふれあい活動や市民運動を継続する。引き続き、地域ぐるみでの見守りや声かけを推進し、青少年の非行・被害防止と健全育成に取り組む。	こども政策課
		6 3 3	幼児期家庭教育学級・家庭教育推進事業	幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校において、家庭教育の大切さを学習したり、親子がふれあい、絆を深める機会を提供することにより、地域ぐるみの子育てを支援します。	市内小中学校25校、幼稚園・保育園・認定こども園の14学級が事業を実施した。	3	計画通り実施できたため。	可能な限り各保育園・幼稚園・認定こども園及び各小中学校PTAと連携を図り、活動に取り組んだ。	例年どおり事業を実施する。	学校教育課

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未満/例年未満) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策	NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課
6	3	4	児童委員・主任児童委員による見守り活動	児童委員・主任児童委員と連携し、地域に密着したこどもや子育て家庭の見守りを行います。また、こどもや子育てに関する研修に参加する機会を設けるなど、見守り活動の充実を図ります。	学校との顔合わせや情報交換の場を持ち、各地区民協との連携を深め活動の充実を図った。	3	教員と児童委員の活動内容を共有する場を設けることで、学校との連携した活動に繋がったため。	より細やかな見守り活動等を行うために、子どもの情報をいかに地域と共有できるかが課題となっている。	今後も学校との顔合わせや情報交換の場を持ち、各地区民協との連携を深め活動の充実を図る。	福祉総務課
					主任児童委員研修会を実施。児童虐待の基礎知識や子育て世代包括支援センターの連携方法等の講義を行った。	3	改選があり、新任の方も多いため、基礎知識からの講義とディスカッションも行き、理解を深めた。	地域の見守りを継続して、お願いしている。今後も児童委員からも心配な家庭についての情報提供をいただき、相互に連携を図っていく必要がある。	例年どおり事業を実施する。	子育て世代包括支援センター
6	3	5	通学路パトロールボランティアによる見守り活動	学校の登下校時刻を中心に、通学路の危険箇所等をパトロールし、こどもたちの安全を守ります。	市内小学校16校において、総勢595名のパトロールボランティアが見守り活動を行った。(令和6年度比:94.3%、令和6年度実績:631名)	3	計画通り実施できたため。	パトロールボランティア登録者数の地域間差が大きい。	学校を通してパトロールボランティア活動を地域に啓蒙し、年間を通じてボランティア募集を行う。児童の登下校時刻を中心に、通学路のパトロールと児童の見守り活動を行う。	学校教育課
6	3	6	こども110番の家の設置	こどもが身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込める「こども110番の家」の設置を推進します。	こども110番の家の設置設置軒数:370軒 【内訳】 ・警察委嘱151軒 ・教育委員会委嘱219軒 (令和6年度比:95%、令和6年度実績:388軒)	3	令和7年度から令和9年度末までの委嘱となっている。警察委嘱、教育委員会委嘱ともやや減少している。	一部地域の設置数が少ない。	例年どおり事業を実施する。	学校教育課
6	3	7	緊急メールの配信	保護者あてに不審情報や自然災害情報などの緊急メール配信を行います。	市内全小中学校25校において保護者連絡アプリを活用し、緊急時のメール配信を実施している。	3	各学校より必要に応じて配信している。	特になし	例年どおり事業を実施する。	学校教育課
6	3	8	いじめ・不登校対策事業	小牧市いじめ・不登校対策連絡会を中心として、各関係機関と連携し、すべての児童生徒が充実した学校生活が送れるように支援します。	【いじめの認知件数】 小学校:780件 中学校:309件 (令和6年度実績 小学校:706件 中学校:356件) 【不登校児童生徒数】 小学校:319人 中学校:416人 (令和6年度実績 小学校:304人 中学校:412人)	2	いじめ認知への取組を各校で丁寧に行っている点は評価できる一方、不登校児童生徒数の増加については取組・検討が必要であるため。	いじめ認知に関する理解が浸透するよう働きかけているが、いまだに学校間差が大きい。不登校児童生徒数の増加傾向が続いている。	いじめ・不登校に関わる研修会や連絡会を開催し、市内全体の共通理解のもとにいじめ・不登校対策に取り組む。不登校児童生徒の支援についての相談窓口を整理し、その周知を継続する。	学校教育課
6	3	9	「こころ」と「いのち」を守るための支援	自殺対策は、関係部署が連携することで「生きるための包括的な支援」として実施されるものであるため、引き続き関係各課との連携を意識し、それらを反映した対策を実施します。	子ども分野における自殺対策として、関係部署が連携した「生きるための包括的な支援」を実施した。小中学校の教員、児童館職員、子ども食堂関係者等、子どもに関わる職種を対象に、研修会を含めたネットワーク構築を目的とした会議を実施した。また、子育て世代を対象としたゲートキーパー養成講座を開催した。 【参加人数】 ・自殺うつネットワーク会議 41人 ・ゲートキーパー養成講座 126人	3	子どものこころの課題の増加を受け、学校や地域等の関係機関と連携しながら子どもに関する取組を実施することができ、支援体制の構築につなげることができたため。	子どものこころの課題への早期対応に向け、関係者が共通理解を持ち、適切な支援につなげられるよう、継続的な研修と連携体制の構築を目指していきたい。	引き続き、関係機関との連携を継続・強化し、こころの課題への早期発見・早期支援体制の充実を図る。	保健センター
6	3	10	【新規】児童館における不登校対策	学校に通えない児童に対し、児童館職員との関わりを通し、児童館が居場所のひとつとなることで、将来の社会的自立に向けて支援します。	児童館職員が日常的に関わりながら、児童館を安心して過ごせる居場所のひとつとして提供した。児童館での継続的な関わりを通じて、児童が自分のペースで過ごせる環境を整えるよう努めた。	3	児童が気軽に立ち寄り、利用できる体制を整え、職員との関わりを通じて、安心して過ごせる居場所のひとつとして一定程度機能していると考えられる。	児童の状況や特性は多様であることから、児童の様子を見守りながら、居場所としての役割が維持されているか、社会的自立に向けた支援が出来るか注視する必要がある。	引き続き居場所づくりに努める。児童の様子を見守りながら、学校とも連携をとり、居場所としての役割が維持されているかを確認する。	多世代交流プラザ
6	3	11	生と性のカリキュラム	世界でかけがえのないたったひとつの大切な命であることを自分自身が知り、ありのままの自分を受け入れ、命を大切にできるよう、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム」を推進するとともに、地域や乳幼児を持つ保護者にも働きかけます。	子どもの自己肯定感がどのように高められるかをわかりやすく説明した動画を配信し、乳幼児を持つ親と親子を支える地域の人々に伝えた。また、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム=小学校・中学校版=」を推進した。 【実施校数】 小学校16校、中学校9校、高等学校4校 (令和6年度比 小学校:100%、中学校112.5%、高等学校100%)	3	小学校及び中学校において全校で実施することができた。また、高等学校において4校と昨年と同数であった。	市内小中学校においては、「小牧市生と性のカリキュラム=小学校・中学校版=」が推進されており、小学2年生及び中学校3年生においては保健センター事業を活用していただいている。高等学校については、市内5校中4校において実施できており、残り1校は独自で助産師会に依頼するなど、性教育の定着が図られつつあると考える。	引き続き、小学校、中学校、高校における生と性のカリキュラムの推進していく。また、プレコンセプションケア事業と連携した取組を実施していく。	保健センター

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未満/例年未満) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策	NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課
6	3	12	【新規】性被害防止対策	性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害として決して許されるものではありません。特に10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その年齢が持つ脆弱さに付け込んだ許しがたいものであり、長きにわたる心身に重大な悪影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、性被害防止等に向けた啓発を行い、早期発見と相談しやすい体制を構築します。	国等からの情報収集に努めるとともに、児童クラブ等の関係施設への周知を行った。また、法の施行に向け必要な準備を行った。	3	国等からの情報収集を行うとともに、各種照会に対応している。	令和8年12月に「こども性暴力防止法」が施行され、様々な対策を行う必要があるが、具体的な取り組み方法が決まっておらず、今後の早急に準備を進める必要がある。	令和8年12月の「こども性暴力防止法」の施行に向け、こどもを性暴力から守る環境づくりの準備を進める。 また、児童クラブにおける写真撮影の運用方法を見直す。	こども政策課
					性被害防止に向けた啓発および相談しやすい環境づくりの一環として、包括的性教育の講座(小学2年生以下の親子を対象に親子講座、中高生を対象にユースクリニック)を開催した。 【親子講座】 開催回数:5回 参加人数:57人 【ユースクリニック】 開催回数:2回 参加人数:61人(ともに令和6年度は実績なし)	4	親子及び中高生を対象に啓発の機会を設け、一定の参加があったことから、性被害防止に向けた取組みといえる。	参加者にとっては、ここからだに関する理解を深め、相談等ができる場となった一方で、参加者層の広がりや事業効果については、今後さらに検証していく必要がある。	継続して実施するとともに、対象年齢に応じた内容や参加しやすい実施方法を工夫しながら、相談先の周知や関係機関との連携を通じて、こどもが安心して相談できる環境づくりを進める。	多世代交流プラザ
					・教員、児童福祉施設向けの児童虐待防止研修を実施した。(教員:16人、児童福祉施設:683人)	3	研修において、児童虐待だけではなく、性被害、性加害についての内容も含め、理解を深めた。	性的虐待への周知・啓発だけでなく、性被害や性加害についても理解を深める必要がある。	引き続き、教員・児童福祉施設研修を開催し、性被害や性加害についての内容を取り込み理解を深めていく。	子育て世代包括支援センター
					保健センターの出前講座「生と性のカリキュラム」を活用し、一部の園において、園児およびその保護者対象に「プライベートゾーン」や「命の始まり」について学ぶ機会を設けた。	3	出前講座等の活用により、幼児期の発達段階に合わせた分かりやすい内容で、こどもや保護者に対して性被害防止の基礎となる知識を伝える取り組みを始めることができたため。	一部の園での先行的な取り組みにとどまっている点や、職員の知識の標準化が課題である。今後は、こどもを性被害から守るため、全ての施設において職員への周知および研修を実施し、正しい知識に基づく対応力を身につける必要がある。	「こども性暴力防止法」のガイドライン等に基づき、各施設において全職員を対象とした園内研修を実施する。また、保育の中に講座等を取り入れる等、園児に対して大切さ等を積極的に啓発することで、性暴力被害を未然に防止する環境づくりと、早期発見のための仕組みを整えていく。	幼児教育・保育課
					児童生徒性暴力の防止に向けた服従規律の徹底 盗撮防止のための安全点検強化	4	令和6年度以上に教職員に対して服従規律の周知徹底を行い、安全点検についても項目を増やし点検を強化したため。	継続して対応できている	児童生徒性暴力の防止に向けた服従規律の徹底 盗撮防止のための安全点検強化	学校教育課
6	3	13	【新規】プレコンセプションケアに関する教育・支援	これからの人生を担う思春期、青年期の世代に、早い時期から自分の身体に関心を持ち個々に応じた健康づくりに取り組むことで、いつまでも自分らしく生活できるように健康づくりに関する周知・啓発に努めます。	20歳を対象とした子宮がん検診無料クーポンに、プレコンセプションケアに関するリーフレットを同封した。また市内高等学校における生と性のカリキュラム実施時に同様のリーフレットを配布した。 成人式におけるデジタルサイネージにて、プレコンセプションケアに関する動画を配信した。	3	対象年代に関連する事業を活用し、プレコンセプションケアに関する周知啓発を実施することができたことと考えるため。	対象となる年代へアプローチする機会が限られており、周知啓発を広く実施していく必要があると考える。	対象となる年代に関連する機関や他部署と連携し、対象に合った周知啓発に取り組んでいく。	保健センター
6	3	14	【新規】がん患者医療用補整具購入費の助成	がん患者の方の治療・学業(就労)・社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため医療用補整具(ウィッグ・乳房補整具)の購入費の助成を実施します。	【医療用ウィッグ】 ・助成件数:51件(令和6年度比73.9%、令和6年度69件) 【乳房補整具】 ・助成件数:19件(令和6年度比65.5%、令和6年度:29件)	2	令和6年度比でやや減少しているが、対象者は病院・事業者から紹介を受け毎月一定数の申請や問合せ等が続いている(制度の一般への浸透を感じる)ため。	令和6年度まで件数等がどちらも増加を続けていた。令和6年度をピークとし令和7年度減少に転じたのかどうか、今後の推移をみる必要がある。	・県の要綱改正を受け、助成項目の追加を行う予定 ・申請方法の利便性を高める取組を行う予定	保健センター
6	3	15	【新規】若年がん患者在宅療養費の助成	若年がん患者に対し、在宅サービスの利用等に係る費用の一部を助成することにより、若年のがん患者の経済的負担を軽減し、安心して住み慣れた自宅での生活ができるよう支援します。	・利用件数:0件(令和6年度:0件) ・問合せ件数:1件(令和6年度:0件)	3	対象者が元々限られている。必要とする対象に関わる医療機関や事業所等から問合せ等されており、事業案内は対象者や家族にされていると考えるため。	医療機関以外の対象者が利用できるサービス・相談窓口等の受け皿が少ないため、サービス活用が十分にされていない可能性がある。	引き続き、事業周知に努める。 「がんで対策サービス」の一環として、保健連絡員・民生委員さん等へも周知	保健センター

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未満/例年未満) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策	NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課
6	3	16	【拡充】幼児期・学童期におけるむし歯予防を目的としたフッ化物活用の推進	フッ化物利用は、歯の再石灰化を促進する効果があることから、幼児期・学童期のむし歯を予防する方策として、幼児健診時におけるフッ化物歯面塗布等フッ化物の活用を推進し、第一大臼歯の保護育成を図り健康格差の縮小を目指します。	幼児健診時におけるフッ化物歯面塗布を継続実施するとともに、フッ化物利用の有効性について、乳幼児健診や保健指導の場を活用し、リーフレット配布や個別指導を通じて啓発を行った。 また、集団の場におけるフッ化物応用の実施に向け、関係機関と調整を図り、現在未実施である私立幼稚園及び小中学校へ働きかけを行った結果、フッ化物洗口の実施校が従来の1小学校から2校増加し、3小学校となった。 【フッ化物洗口実施施設数】 令和7年度 ・保育園 21園 ・公立幼稚園 1園 ・小学校 3校	3	乳幼児健診でのフッ化物塗布や保健指導の場においてフッ化物利用の効果等について啓発を実施しているため。	フッ化物利用に関する理解には保護者間で差があり、安全性や効果について十分に理解されていない場合があるため、十分に説明を行う必要がある。 また、集団の場におけるフッ化物洗口の実施については、各関係機関の考えもあり、各所の課題もあるため、なかなか実施に至らない状況がある。	引き続き、乳幼児健診でのフッ化物塗布や保健指導の場においてフッ化物利用の効果等について啓発を行う。 また、集団の場におけるフッ化物応用の実施に向け、機会を捉え、関係機関と調整を図る。	保健センター
7	1	1	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が急激な環境の変化や疾病などにより、一時的に生活支援が必要な場合、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図ります。	・ヘルパー派遣、延べ派遣時間 令和7年度:0世帯、0時間 (令和6年度:0世帯、0時間)	3	ひとり親家庭の支援事業として周知に努めているが利用者がいなかった。	令和6年度以降利用実績がない状態が続いており、また令和5年度から実施している「子育て世帯訪問支援事業」と事業内容が類似し、当該事業が廃止されても事業の目的を達成することができると見込まれるため、廃止を検討。	令和7年度末で廃止。	子育て世代包括支援センター
7	1	2	母子・父子相談	ひとり親家庭の生活上の問題、こどもに関する相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の抱える様々な問題の相談に対応します。	●母子相談 ・相談件数:547件(令和6年度:496件) ●父子相談 ・相談件数:30件(令和6年度:81件)	3	事業の周知に努め、母子及び父子家庭に対して相談を実施することができた。	事業の周知に努めたが希望者がいなかった。	引き続き、事業の周知を図り、生活の安定を図っていく。また、家事的な援助だけでなく、在宅での子どもの見守り支援も実施していく。	子育て世代包括支援センター
7	1	3	ひとり親家庭への就業支援	ひとり親家庭の経済的自立を図るため、職業能力講座を受講した場合に受講料を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師等の養成機関で修学する場合に支給する高等職業訓練促進費などの就業に関する相談窓口として、就労支援専門員を配置し、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応します。	●自立支援教育訓練給付金 ・支援人数:1人(令和6年度実績:4人) ●高等職業訓練促進費 ・支援人数:0人(令和6年度実績:6人)	3	事業の周知に努め、母子及び父子家庭に対して相談を実施することができた。	母子・父子自立支援員を通じ、ひとり親への自立支援を図った。また、就労支援専門員による就業の相談を行った。	引き続き、母子父子自立支援員や就業支援専門員を通じ、ひとり親への経済的自立を図っていく。	子育て世代包括支援センター
7	1	4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金の支給	高等学校を卒業していないひとり親家庭の父母や、20歳未満の子を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座受講料の一部を助成します。	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金 ・支給人数:0人 (令和6年度実績:0人)	3	相談の事業の周知に努めたが希望者がいなかった。	母子・父子自立支援員を通じ、ひとり親への自立支援を図った。	引き続き、母子父子自立支援員を通じ、ひとり親への制度周知や自立支援を図っていく。	子育て世代包括支援センター
7	1	5	ひとり親家庭への手当の支給	ひとり親家庭の保護者に児童扶養手当、県・市遺児手当を支給します。	国・市の制度に則って、年6回の支給を遅滞なく行った。 【児童数(延べ人数)】 ●児童扶養手当:16,568人 (令和6年度比:95.3%、令和6年度実績:17,383人) ●遺児手当:18,450人 (令和6年度比:95.1%、令和6年度実績:19,383人) ※県遺児手当については、愛知県が支給事務を行っている。	該当なし	該当なし	該当なし	引き続き適切に手当を支給する。	こども政策課
7	1	6	ひとり親家庭等入学支援金の支給	大学等に入学するひとり親家庭等の子に対し、準備金を支給します。	・支給実績:29件 (令和6年度実績:31件)	3	周知に努め、事業を実施した。	本支援金を活用してもらえるよう、より一層の周知等が必要である。	例年どおり事業を実施する。	子育て世代包括支援センター
7	1	7	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭等及び寡婦に対して経済的自立の助成や児童の福祉の増進を図ることを目的として資金の貸付を行います。	・新規貸付決定件数:1件 (令和6年度新規貸付決定件数:0件)	3	事業の周知に努めた。	経済的支援が必要な母子・父子家庭の援助の一環として事業の推進に努める。	引き続き、制度の周知に努め、経済的支援が必要な母子・父子家庭の援助の一環として事業の推進に努める。	子育て世代包括支援センター
7	1	8	母子・父子家庭医療費助成制度	児童扶養手当・市遺児手当の受給者と手当対象児童について、医療機関等を受診された際の、保険診療における自己負担額を助成します。	・受給者数:2,180人(令和7年度末時点) (前年度比:95.2% 令和6年度実績2,291人)	該当なし	該当なし	該当なし	例年どおり事業を実施する。	保険医療課

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未満/例年未満) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課
7	19	【新規】養育費確保 支援助成金の支給	ひとり親で養育費の取り決めに 係る費用を負担した方に、養育 費に関する公正証書の作成や養 育費保証契約に係る費用等の 一部を助成します。	民間の保証会社と協定し、令和7年 12月より、養育費保証契約の手續と 保証料の助成がスムーズにできる制 度を追加した。また、養育費確保のた めの弁護士相談料に対する費用助 成も追加し、養育費確保に係る費用 の助成制度を拡充した。 ①公正証書等作成費用 19件 ②保証契約保証料 2件 ③弁護士費用 0件 ④弁護士相談料 0件	4	養育費保証契約の手續 き支援は、中部地区で初 の試みであり、先進的な 離婚後のひとり親世帯 の支援事業となったた め。	制度は整備できたが、利 用件数が少ないため、よ り広く周知していく必要 がある。また、令和8年4 月施行の民法改正に合 わせた制度の見直しが 必要である。	愛知県弁護士会や市内 弁護士事務所にチラシ 配布の協力依頼をする など、制度の周知を図 る。また、養育費強制執 行等の費用に対する助 成ができるよう制度を見 直し、拡充を進める。	こども政策課
7	21	児童虐待防止のた めの早期発見・早 期対応	保健、医療、福祉、教育ならびに 児童相談所など児童問題に関 連する各関係機関との連携を強 化し、児童虐待の早期発見と適 切で迅速な対応を図ります。	要保護児童対策地域協議会実務者 会議におけるケース実件数:455件 (令和6年度実件数:436件)	3	要保護児童対策地域協 議会実務者会議を月1 回開催し、関係機関(子 育て世代包括支援セン ター、保健センター、児童 相談センター、学校教育 課、福祉総務課、警察 等)と共に情報を共有 し、虐待を受けた子ども ・虐待した親・保護者の フォローケアに努めた。	実務者会の他にも必要 に応じて、個別のケース 会議を開催し、各機関の 役割分担を決めフォロー ケアに努めた。	引き続き、要保護児童対 策地域協議会実務者会 議を中心に関係機関の 連携を図り、被虐待児童 等のフォローケアに努め ていく。	子育て世代包 括支援セン ター
7	22	要保護家族のフォ ローケア事業	虐待を受けたこどもの保護・救 済だけでなく、虐待した親・保護 者に対するフォローケアについて も、要保護児童対策地域協議会 で対応します。	●要保護児童対策地域協議会代表 者会 年1回開催 ●要保護児童対策地域協議会実務 者会議 月1回開催 (いずれも例年どおり)	3	要保護児童対策地域協 議会実務者会議を月1 回開催し、関係機関(子 育て世代包括支援セン ター、保健センター、児童 相談センター、学校教育 課、福祉総務課、警察 等)と共に情報を共有 し、虐待を受けた子ども ・虐待した親・保護者の フォローケアに努めた。	実務者会の他にも必要 に応じて、個別のケース 会議を開催し、各機関の 役割分担を決めフォロー ケアに努めた。	引き続き、要保護児童対 策地域協議会実務者会 議を中心に関係機関の 連携を図り、被虐待児童 等のフォローケアに努め ていく。	子育て世代包 括支援セン ター
7	23	【新規】親子関係形 成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩 みや不安を抱えている保護者及 びその児童に対し、健全な親子 関係の形成に向けた支援を実施 します。	年2回プログラム実施 第1回 7名参加 第2回 5名参加 【実施内容】 1.愛着形成って? 2.叱りたくないのに叱ってしまう 3.日々の接し方で、理解力UP 4.子どもの気持ちに共感してみよう	3	参加者からは子育ての 見直しができたと好評を いただいている。	新規事業で周知が不 十分であるため、広く周知 できるよう努める。	引き続き事業を継続し、 子育ての悩みや不安を 持つ保護者を支えてい く。	子育て世代包 括支援セン ター
7	24	【新規】子育て世帯 訪問支援事業					【再掲】基本目標5-2-12に記載		子育て世代包 括支援セン ター
7	25	こども家庭センター の運営					【再掲】基本目標2-2-2に記載		子育て世代包 括支援セン ター
7	31	障がい児相談・発 達支援の充実	一人ひとりの障がいの程度に 合った保育・療育の機会が得ら れるようきめ細やかな対応に 努めます。ふれあい総合相談支 援センターをはじめ市内5施設 で相談支援を行います。また、子 育て世代包括支援センター内 出張相談を行います。 あさひ学園においては、親子通 園による発達支援を行うことも に、保護者への相談支援も行 います。	●市内5施設での障がい児相談件 数:1,254件 (令和6年度比:109.6%、令和6年 度実績:1,144件) ●子育て世代包括支援センター内 での出張相談件数:111件 (令和6年度比:106.7%、令和6年 度実績:104件) ●あさひ学園の年間の利用者:実数 147名 (令和6年度比:111.4%、令和6年 度実績:132名)	4	令和6年度より増加する ニーズに対応できたた め。	各所での相談件数やあ さひ学園利用者数は近 年増加傾向にあるが、各 所での相談体制やあさ ひ学園の受入体制には 限界がある。 また、強度行動障がい のある子どもへの対応など 1つの事業所のみでは 対応が難しい場合があ り、障がい・特性の理解、 事例検討、関係機関との 連携強化が必要であ る。	引き続き、市内5施設 での相談支援や子育て 世代包括支援センター 内での出張相談を行 う。また、あさひ学 園での発達支援や保 護者への相談支援 を行う。	障がい福祉 課
7	32	特別な支援を必要 とする子どもへの 支援	障がいのあるこどもの自立と社 会参加に向けた主体的な取組を 支援するため、こどもが示す困難 に対応した教育相談を実施し、 ニーズに合わせた指導や支援が できるように努めます。こどもこ ころの相談員による相談や、特別 支援教育相談員・学校生活サ ポーターの配置、関係特別支援 学校による相談などの取組を通 じて、支援を行います。	●こどもころの相談員による相談: 138回[有識者122回、医師16回] (令和6年度比:61.3%、前年度実 績:225回) ●特別支援教育相談員の配置 ●指導主事による相談 ●関係特別支援学校による相談	3	特別支援教育に関する 相談について、早期の相 談による就学支援及び 医師、有識者による学校 現場への派遣により適 切な特別支援教育への 支援を行った。	特別な支援を要する児 童生徒が増加傾向にあ るため、安全な学校生 活が送れるよう支援体 制を充実させる必要が ある。	令和7年度と同様に実 施する。	学校教育課

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未満/例年未満) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課
	7 3 3	児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進	必要に応じて職員に加配による受け入れ体制を整え、集団保育の可能な障がいのあるこどもの受け入れの充実に努めます。	児童クラブ及び保護者の同意のもと、受け入れを実施。 ・対象児童(長期休業のみ利用者含む):79人 (令和6年度比:141.1%、令和6年度実績:56人)	3	職員研修や専門的な見識を持つ指導員の巡回により適切な配慮や支援を心掛けながら、受入を実施した。	医療機関により診断されていないが特別な対応が必要な児童もおり、今後も需要の増加が見込まれる。また慢性的な支援員不足解消や、様々な障がい児に対する専門的な知識や経験を持った支援員の確保も課題である。	研修による職員の知識習得を深める。また巡回支援アドバイザーを活用し、児童との関わりに悩む現場への支援を行い、学校及び保護者と連携し協力関係をもって対応する。	こども政策課
	7 3 4	幼稚園・保育園等における障がい児等の受け入れ推進	集団保育の可能な障がいのあるこどもの受け入れを積極的に行い、障がい児保育の充実に努めます。また、保育園等では医療的ケア児を受け入れ、支援し、適正に保育するために「小牧市障がい児等保育及び支援事業実施要綱」で定める検討委員会において医療的ケア児の処遇を検討し、保育支援体制を整えます。	【保育事業:保育園、認定こども園2・3号、小規模保育事業所】 ・対象者数:138人 (令和6年度比:91.4%、令和6年度:151人) 【教育事業:幼稚園、認定こども園1号】 ・対象者数:98人 (令和6年度比:104.2%、令和6年度:94人)	3	現行の体制の中で、可能な限り受け入れを行った。	各園で需要に応じた職員配置(障がい児加配等)が必要となるが、保育士や幼稚園教諭の確保が大きな課題となる。	可能な限り需要に対応できるように継続していく。	幼児教育・保育課
	7 3 5	障害児通所支援	児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援により、日常生活や集団生活のルールなどを学ぶ身近な療育の場を提供します。	・年間利用者:実数1,016人 (令和6年度比:107.7%、令和6年度実績:943人)	4	令和6年度より増加するニーズに対応できたため。 ※障がい児福祉計画における令和7年度見込人数:840人	児童発達支援等の利用者は増加傾向にあり、利用ニーズとともに事業所の新規開設も増加傾向にある。そのため、事業所のサービスの質の確保や向上を図る必要がある。	事業所同士の情報共有や事例検討などを行いサービスの質の向上を図る。	障がい福祉課
	7 3 6	障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給	在宅の20歳未満の人で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において特別な介護が必要な人に障害児福祉手当を支給します。また、心身に障がいのある在宅の20歳未満の児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給します。	【障害児福祉手当】 ・受給者:72人 (令和6年度比:94.7%、令和6年度実績:76人) 【特別児童扶養手当】 ・受給者:476人 (令和6年度比:116.4%、令和6年度実績:409人)	3	国が定める基準に基づき各手当の支給対象者に支給することができたため。	国の基準に従い、適切に手当を支給する必要がある。	引き続き、各手当の支給対象者に対して支給を行う。	障がい福祉課
	7 3 7	【新規】医療的ケア児への支援	医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族を支える支援体制の構築を図ります。また、保育施設等で適正に保育するための体制整備に努めるとともに、早期からの就学相談により、適切な学びの場を決定します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地区担当保健師、社会福祉協議会(基幹)の医療的ケア児等コーディネーターと、同道で家庭訪問。 ●発災時の対応について、電源バッテリー等の備えについて周知。また、要支援者避難台帳の登録を勧奨。 【実施件数】未就学児 7件/全8件 ●緊急時対応サポートブックの作成 	3	医療的ケア児が地域へ帰ってきた際には、地区担当保健師より医療的ケア児等コーディネーター(社協)へ声掛けを行い、カンファレンスへの参加や、同道訪問を実施している。	要支援者避難台帳の周知は以前より行っていたが、実際に避難する時にどうするかを考える機会や、平時からの準備として、サポートブックを作成。保護者や支援者、事業所等でも災害に対する備えをしていけるといふこと考える。	サポートブックについては現在、内容の精査を行っている所であり、完成したら、なかよし訪問にて全件周知していく。令和7年度 対象者17名(令和8年4月21日時点)	保健センター
・医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数:1人 (令和6年度比:100%、令和6年度実績:1人)				3	例年並の1人受講であったため。	受講者数は、愛知県から各市町村の人数が割り振られる。そのため、毎年度割り振られた人数内で養成研修を受講し、コーディネーター資格保有者を養成していく必要がある。	引き続き、コーディネーターの養成を行う。また、小牧市自立支援協議会に設置している医療的ケア児ネットワーク部会において、関係機関との連携や情報共有を行う。	障がい福祉課	
市内児童クラブに2人の事務看護師を配置し、医療的ケア児への支援ができる体制を整えた。また、エビペン研修を実施し、職員の対応力の向上を図った。				3	医療的ケアを必要とする児童の児童クラブ等の利用はなかったが、受入体制は整備できている。	事務看護師は、特定の児童クラブに配属しており、実際に医療的ケア児の加入があった際には、柔軟に配置換えをする必要がある。	引き続き、事務看護師の配置を継続するとともに、職員の研修による医療的ケア児への対応力の向上を図る。	こども政策課	
助産師訪問や窓口での個別相談に応じ、関係機関と連携して支援を行う。				3	親子の気持ちに寄り添った相談支援を実施し、関係機関との連携を図っている。	保護者の不安等気持ちに寄り添いながら、相談に対応。	引き続き、相談に応じ、関係機関と連携して支援をしていく。	子育て世代包括支援センター	
公立保育園において新たに看護師1人を配置し、医療的ケア児を安全かつ適正に保育するための受け入れ態勢を整備した。	3	公立施設における看護師の配置が実現し、医療的ケア児の受け入れに向けた物理的・人的な体制整備が計画通りに進んだため。	看護師の配置により初期の受け入れ態勢は整ったが、実際の保育現場において、医療的ケア児の安全を確保しつつ他のこどもたちと共に健やかに過ごせるよう、園長や現場の保育士、看護師が相互に連携して対応するための知識およびスキルの向上が課題である。	公立保育園を対象とした医療的ケアに関する研修を実施し、園長および看護師の受講を促す。医療的ケア児に対する理解と対応スキルを向上させ、より安全で適切な支援体制の構築を図る。	幼児教育・保育課				

第4章 施策の展開

※評価…4:計画を実施(見込以上/例年以上) 3:計画を実施(見込並/例年並) 2:計画を実施(見込未滿/例年未滿) 1:計画不実施/縮小

基本目標	施策NO	取組み	内容	令和7年度実績	評価	評価理由	現状分析、課題	令和8年度の取組内容	担当課
				早期からの就学相談を行い適切な学びへつなげるとともに、学校現場での対応準備を整え受け入れを行った。	3	計画通り実施できたため。	保育施設等との連携をとり適切に実施できた。	引き続き対応を行う。	学校教育課
7	3	8	【新規】インクルージョンの推進 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが多様な体験・活動を通して、ともに成長できる機会を提供し、地域社会への参加や包摂(インクルージョン)を推進します。	ふれあいの家が運営するおもちゃ図書館の登録人数は832人であった。また、おもちゃ図書館の企画として、子どもたちの遊びや楽しい体験の場「あそぼうDay」を3日間開催した。	3	見込並であったため。	おもちゃ図書館の企画や貸し出し等の活動が、子どもたちの体験・活動の機会として魅力のあるものにしていく必要がある。	引き続きふれあいの家においておもちゃ図書館を実施する。	障がいの福祉課
				各種事業において、障がいの有無に関わらず参加できる体制の整備に努めた。	3	スタッフが安心して関わることができるよう研修を実施し、各種事業において障がいの有無に関わらず参加できる体制を整えたため。	障がいの特性に応じた支援や個々のニーズに十分に対応するために必要な専門的知識や経験を有する職員・支援者が必要である。	引き続き障がいの有無に関わらず、希望する子どもが参加できる体制の整備に努めながら、各種事業を開催する。	子ども政策課
				インクルージョン保育の先進的な取り組みを学ぶため、指導保育士および障がい児の在籍が多い一部の園長を対象に、他自治体への視察を実施した。視察結果を踏まえ、本市へ導入した際の有効性や具体的な展開方法についての確認・検討を行った。	3	他自治体への視察を通じて本市への導入に向けた有効性が確認でき、次年度以降の全市的な展開に向けた具体的な見通しを立てることができたため。	先進事例の視察により方向性は見えたものの、現場レベルでインクルージョン保育を実践するためには、すべての園長および保育士が理念を深く理解し、障がいのある子どもへの具体的な関わり方を習得していく必要がある。	全園長を対象とした先進地視察を実施する。また、各園に対する巡回研修を実施し、現場の保育士が障がいのある子どもとの具体的な関わり方を学ぶ機会を設けることで、インクルージョン保育の実践力を強化する。	幼児教育・保育課
				早期からの就学相談を行い、適切な学びへつなげるとともに、学校現場での対応準備を整え、受け入れを行う。	3	計画通り実施できたため。	小中学校へ学校生活サポーター22人、スクールサポーターを26人配置し、サポートを行っている。	引き続き対応を行う。	学校教育課
7	4	1	子ども食堂の推進	【再掲】基本目標2-2-5に記載				多世代交流プラザ	
7	4	2	学習支援事業駒来塾	【再掲】基本目標2-1-4に記載				子ども政策課	
7	4	3	ひとり親家庭等入学支援金の支給	【再掲】基本目標7-1-6に記載				子育て世代包括支援センター	
7	4	4	小牧市就労支援センターによる就労支援	【再掲】基本目標6-1-1に記載				商工振興課	
7	5	1	プレスクールの実施	市内在住の外国にルーツを持つ小学校入学直前の幼児が学校生活に早期に適応できるよう、小牧市国際交流協会が小学校や保育園などと連携し、学校のルールやひらがなを学ぶプレスクールを実施します。 ・実施回数:14回 ・参加人数:74人	4	令和7年度は初の取組みとして、プレスクール修了児童を対象に小学校生活でのフォローアップとしてサマースクールを実施した。(7人参加)。	プレスクール指導員の安定的な確保が必要。	プレスクールを14回実施するほか、サマースクールを2回開催する。	多文化共生推進室
7	5	2	日本語初期教室の実施・整備	小牧市の小中学校に転入学してきた日本語教育が必要な児童生徒を対象に、必要な日本語の学習や日本の学校生活への適応指導を約3か月間集中して行います。	3	日本語初期教室を市内2カ所開設し対応を行った。所長1名、語学相談員7名を配置した。	篠岡地区学校再編に伴い、開設場所の移設を検討する。	令和7年度と同様に実施する。	学校教育課
7	5	3	必要に応じた語学相談員の配置	グローバル化が進む中、小牧市においても多言語化が進んでいます。今後も、多言語化の状況に応じて配置を検討します。	3	各小中学校巡回語学相談員15人、日本語指導員2人を配置した。	グローバル化が進む中、小牧市においても多言語化が進んでいる。今後も、多言語化の状況に応じて配置を検討する。	令和7年度と同様に実施する。	学校教育課
7	5	4	外国にルーツを持つ生徒等への進路相談の実施	小牧市外国人児童生徒連絡協議会が毎年7月に外国人進路説明会を行います。説明会では、高等学校や専修学校の先生の話を聞くことができます。	3	小牧市外国人児童生徒連絡協議会で7月に外国人進路説明会を行った。説明会では、高等学校や専修学校の先生の話を聞くことができた。	特になし	令和7年度と同様に実施する。	学校教育課
7	5	5	児童館における外国文化に親しむ機会の創出	【再掲】基本目標2-1-6に記載				多世代交流プラザ	
7	5	6	【新規】児童館における外国にルーツを持つ児童への日本語学習支援	【再掲】基本目標2-1-7に記載				多世代交流プラザ	